

第三一回

参第一〇号

国家公務員に対する除雪作業手当の支給に関する法律（案）

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員で積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第四条に規定する道路交通確保五箇年計画等に基づいて建設大臣が実施する事業に係る作業のうち内閣総理大臣が定める除雪作業（以下「除雪作業」という。）に従事したものに対しては、除雪作業手当を支給する。

第二条 除雪作業手当は、除雪作業に従事した全時間に対して支給するものとし、その金額は、その従事した一時間につき、次に掲げる金額の範囲内で内閣総理大臣が定める金額とする。

午前八時三十分から午後五時まで 二十四円

午後五時から午前八時三十分まで 三十円

第三条 前二条に規定するもののほか、除雪作業手当の支給方法その他支給に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

第四条 内閣総理大臣は、前各条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第四条に規定する道路交通確保五箇年計画等に基づいて行われる除雪作業に従事する国家公務員に対して、その勤務の特殊性にかんがみ、除雪作業手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約二千百万円（平年度）